

健康保険組合からのお願い

治療用装具を製作・購入 するときはご注意ください

治療用装具であるのか、審査をします

医師が治療上必要があると認め、医師の指示により治療用装具を製作・購入した際には、療養費として払い戻しを受けることができます。ただし支給対象は、申請された装具が**健康保険の適用となる「治療用装具」**であるのか健康保険法第87条や各種通達等を基に審査し、当組合が認めた場合に限りです。

医療機関や装具業者から「健康保険の支給対象」等と説明があっても、当組合の支給基準を満たしていなければ支給対象になりませんので、ご注意ください。

健康保険の適用となる 「治療用装具」

- ☐ 治療上必要不可欠な装具で、医師の指示のもと製作・購入した装具
- ☐ 原因疾患の患部に直接作用し、原因疾患を解消させる目的とした装具
- ☐ 装具製作後、装着について保険医の確認、その後継続的に効果検証がされている装具
- ☐ 症状固定前に装着する装具

健康保険の適用と ならない装具

- ☐ 日常生活の向上や改善が目的で、常に着用し半永続的に使用する装具
- ☐ 原因疾患の解消目的でなく、症状としての痛みの緩和（除痛）を目的とした装具
- ☐ 手術や処置によって解消状態にある原因疾患の再発予防を目的とした装具
- ☐ スポーツの際に装着し、患部の保護、けがの予防を目的とした装具
- ☐ リハビリ目的や症状固定後に装着した装具
- ☐ 美容目的の装具

【関係通知】○治療用装具の療養費支給基準について（令元.9.18 保発 0918 7、昭 62.2.25 保発 6）
○治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（令 4.10.21 保医発 1021 1）
○治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について（令 5.3.17 保医発 0317 1） 等

適正な療養費支給のための審査・照会にご協力ください

当組合では、製作・購入された装具が保険給付の対象となるのか、価格が適正であるのか等を詳しく審査した上で支給決定をおこなっています。その過程で医師や義肢装具士等へ照会・治療内容の確認等をするため、**審査状況によっては申請書提出から療養費支給までに数カ月程度かかる**場合があります。

みなさまの保険料を適正に活用するため、審査および照会へのご理解とご協力をお願いします。



障害等により症状が固定しており、日常生活の利便性のために必要な装具は、治療用装具ではなく「補装具」となり、健康保険制度ではなく、市区町村の福祉制度の対象となります。製作する前にお住まいの市区町村へお問い合わせください。

= 問合せ先 川崎重工業健康保険組合 給付課 078-360-8616 =